

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県立営農研修館管理規則の一部を改正する規則(農業改良課)

◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理があったものとみなされるもの(〃)

土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

保安林の指定予定(森林保全課)

保安林の指定の解除予定(二件)(〃)

一般国道の区域の変更(道路課)

県道の区域の変更(〃)

一般国道の供用の開始(〃)

県道の供用の開始(〃)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

◇選管告示 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

## 規 則

鳥取県立営農研修館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第一号

鳥取県立営農研修館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立営農研修館管理規則(昭和五十年七月鳥取県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

〔併設・併設〕、〔併設・併設〕

を〔併設(併設・併設)、併設、併設、併設、併設〕に改める。

附 則

この規則は、平成六年一月十二日から施行する。

告示

鳥取県告示第一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
中尾医院	気高郡鹿野町大字今市一〇四〇一	平成五年十二月十五日
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町一五〇	平成五年十二月二十日
大山町国民健康保険大山寺診療所	西伯郡大山町大山一四五―三	平成五年十二月二十一日
安達医院	米子市西三柳二〇四八	平成五年十二月二十四日
三朝町国民健康保険竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鴨一六八	平成五年十二月二十五日
高野齒科医院	米子市東福原三丁目一一一五	平成五年十二月二十六日

百村眼科医院	鳥取市上町一八一五	平成六年一月一日
岡空医院	米子市糺町一丁目二五	"
医療法人社団矢島医院	境港市新屋町一三三九―一	"
西本院医	八頭郡船岡町大字見槻中一五三一〇	"
清水齒科医院	鳥取市賀露町一〇五八	"
安田齒科医院	米子市朝日町五	"
明石齒科診療所	西伯郡名和町大字御来屋一三三四	"
有限会社薬問元 気堂薬局	米子市東福原五五六―一一	平成五年十二月一日
薬局いわがき	米子市東倉吉町七九	平成六年一月一日
有限会社山田薬局	鳥取市田園町四丁目三八五	平成六年一月四日

鳥取県告示第二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井上 久子	鳥薬第八六五号	平成五年十二月二十日

鳥取県告示第三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第三項の規定に基づき、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	申出の受理があつたものとみなされる年月日
有限会社素問元 気堂薬局	米子市東福原五五六―一一	平成五年十二月一日
薬局いわがき	米子市東倉吉町七九	平成六年一月一日

鳥取県告示第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第三―二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成六年一月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
淀江町役場
- 四 審査請求  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第五号

境港市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業深田東地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法

(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六号

赤碕町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)平田ヶ平地区区画整理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七号

東伯町が行う土地改良事業に係る笠見地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八号

倉吉市が行う土地改良事業に係る校地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東郷町大字白石字鉢伏山一の二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内中谷一一四八の五八、一一四八の五九、一一四八の六四、一一四八の六九、一一四八の七一、一一四八の七五、一一四八の七七から一一四八の八一まで、一一四八の八五から一一四八の八七まで、字奥山ノ内湯頭一一四九の九、一一四九の五六、一一四九の五八、一一四九の六〇、一一四九の六一、一一四九の一一・一一四九の二・一一四九の三九(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字奥山内湯頭一一四九の三七、一一四九の三八、一一四九の四六から一一四九の五五まで、一一四九の三・一一四九の二

八から一一四九の三六まで(以上十筆について次の図に示す部分に限る。)、字湯頭一一五〇の二、字中谷平一一五二(次の図に示す部分に限る。)、字奥山西平一一七三の三〇九

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

ダム事業用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山西平一一七三の二八八、一一七三の二八九、一一七三の二九八、一一七三の三〇七、一一七三の三〇八、一一七三の三一

2 保安林に指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

ダム事業用地とするため

三 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内湯頭一一四九の一一・一一四九の四二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一一四九の六二

2 保安林に指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

ダム事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東

伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡名和町大字名和字東長者原五五五の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年一月十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
一八一号	米子市宗像字妙見前九三四地先から同字九二三地先まで	変更前	八・〇〇	一六九・〇
		変更後	八・〇〇	一六九・〇
三三三号	倉吉市見日町四二五―二地先から同市見日町一七七地先まで	変更前	一五・三〇	三四四・〇
		変更後	一五・三〇	三四四・〇
三三三号	倉吉市見日町四二五―二地先から同市見日町二三九地先まで	変更前	一五・三〇	三四四・〇
		変更後	一五・三〇	三四四・〇

鳥取県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成六年一月十一日から二週間鳥取県土木部道路課に  
 おいて一般の縦覧に供する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変 更 後 別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
杣小屋 田線	変更前	八頭郡河原町大字中井字下モ新 田三五七―四地先から同大字字 宮ノ本一八四―八地先まで	七・五 一三〇	六九四・〇
	変更後	八頭郡河原町大字中井字下モ新 田三五七―四地先から同大字字 宮ノ本一八四―八地先まで	七・五 四〇〇	六九四・〇
	変更後	八頭郡河原町大字牛戸字代ノ田 二五―一八地先から同町大字中 井字懸ケ上り一六九―九地先ま で	九・二 四一〇	八六一・〇

路線名	区 間	変 更 後 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
本鹿高福 線	八頭郡河原町大字牛戸字代ノ田 二四―一―地先から同町大字本鹿 字嶽ケ鼻二〇―一―地先まで	変更前 八・三 二四・五	五・三 八・〇	二五〇・〇 二五六・〇

鳥取県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、  
 次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成六年一月十一日から二週間鳥取県土木部道路課に  
 おいて一般の縦覧に供する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



路線名	区 間	供用開始の期日
一八一号	米子市宗像字妙見前九三四地先から 同字九二三地先まで	平成六年二月七日

鳥取県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年一月十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
本鹿高福線	八頭郡河原町大字牛戸字代ノ田二四 一八地先から同町大字中井字懸ヶ 上り一六九一九地先まで	平成六年一月十一日
杣小屋曳田線	八頭郡河原町大字牛戸字代ノ田二五 一八地先から同町大字中井字懸ヶ 上り一六九一九地先まで	平成六年一月十一日

鳥取県告示第十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十二月二十二日 鳥取県指令受都計三一第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市宮長字先井後、字棚田、字竹ヶ鼻及び字菅田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市宮長一五一二

観光リース株式会社

代表取締役 福本 登

鳥取市覚寺三二一二七

有限会社山陰薦職グループ

代表取締役 富田一臣

鳥取県告示第十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年九月十日 鳥取県指令受都計三十二第十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字砂折口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市八幡七二一一

梅國秀徳

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第一号

平成五年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、二千三百八十七であるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

平成六年一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男